

農業委員会定例会 2月

1. 開催日時 令和6年2月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 10番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 非農地証明願承認について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、9番委員、11番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、■在住の■所有の ■ 畑 245 m ² ■ 畑 231 m ² ■ 畑 327 m ² の計3筆803m ² について ■の■が譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	図面もいただいたんですけども、ちょっと場所がよくわからなくて、■の方にも聞いたりしたんですがその後誠耕園さんの方から確認もさせていただいて、ここかということでわかりました。 この辺については■が、農地を整備しておるところですけども、ちょうど■の東側でちょっと小高い山があるところの方になるんですけども、今現在はかなり木も生えて、荒れているようなところだったと思います。しかしながらこれで■がここを整備していただけるとなれば、非常によろしいんじゃないかと思いますので、この通りよろしくお願ひしたいと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

とします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]畠 1,297 m² について
[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。以前より[REDACTED]が借りて耕作していたところですが、今回購入という形となりました。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 ただいま事務局の方から説明がありました通り、[REDACTED]が以前より、[REDACTED]
[REDACTED]も[REDACTED]の専業農家ですけれども、以前よりここの[REDACTED]なんですけれども、[REDACTED]を栽培をされております。
借りてたところを購入され続けるということでございますので、非常にいいことだと思っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]畠 330 m² について
[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断

しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 [REDACTED]にお話を聞きました。ここは宅地と宅地の間に囲まれていて入っていける場所はないんで、こんなところ買ってどうするのかと思いましたが、[REDACTED]に聞いたところ、その宅地の両方とも購入されるということみたいです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]畠 267 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]が[REDACTED]を譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。経緯としましては、[REDACTED]の定例会にて、今回申請された[REDACTED]をしました。その後、[REDACTED]は[REDACTED]に[REDACTED]をおこなつておりましたが、[REDACTED]が応じず、[REDACTED]という形で、今回[REDACTED]が出たため、申請に至りました。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 [REDACTED]いう方も、地区にいなくなつてもう50年も60年ももっと前からおらなくなつたと思うんです。ただ僕も直接お会いできてないんで、先ほど[REDACTED]に事情聞きましたら、いろいろわかつてきたんですが、[REDACTED]

■もすぐ隣に家がありますし、■もう帰ることもないというようなことなんで、■が持っていたいておく方が、後々の管理もできるんじゃないかなというような感じで、いいんじゃないかなと思っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■在住の■所有の
■畠 1,055 m²
■畠 299 m²
■畠 428 m²
■畠 187 m²
■畠 397 m²
■畠 519 m²
田 22 m²
■畠 379 m²

の計8筆3,286 m²について、

■の■が譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 現場確認しました。すべてすぐ耕作できるような状態ではないんですけど、少しずつでも耕作してもらえたらいいなと思って問題はないと思います

議長 [REDACTED] は、新規就農者ですか。

事務局 [REDACTED] は移住者で、[REDACTED] を営んでおりまます。今回、[REDACTED] の自宅、[REDACTED] になるんですが、そこも含めて処分したいということで、[REDACTED] が購入する話ができたみたいです。[REDACTED] から事務局に相談の連絡がありました。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、[REDACTED] 在住の[REDACTED] 所有の
[REDACTED] 畑 243 m²
[REDACTED] 畑 771 m²
[REDACTED] 畑 275 m²
[REDACTED] 畑 34 m²

の計4筆1,323 m²について、

[REDACTED] の[REDACTED] が譲り受け、申請地では[REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。

事務局 こちらも[REDACTED] が[REDACTED] におられるということで、土地を処分したいとのことです。[REDACTED] は[REDACTED] に住んで[REDACTED] なんですが、[REDACTED] にしたいとのことで、併せて農地も購入する形になったと伺っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED] 畑 312 m²
[REDACTED] 畑 587 m²
の計2筆899m²について、

[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 この件については私の担当でございますが、場所的には、[REDACTED]のその横の[REDACTED]の横にございます畠と、それから新しく[REDACTED]、これもよそからこられたんですか。

事務局 [REDACTED]が[REDACTED]に在籍しております、今[REDACTED]に住んでおります。[REDACTED]の家の方も購入して、今度からそちらで生活することで、農地も併せてお譲りする形になったと伺っております。

議長 そういうことで新たにこられて、今はもうこの段の横は荒地もいいところやけど、家の横は[REDACTED]とか何使ってしておりますけど後、管理をしていただいたら結構だと思っております。
この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

秋長会長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の8番について、

事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED] 畑 625 m²について、
[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計
画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には
該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 これも私の方の案件でございまして、ちょっと[REDACTED]の見に行ったんで
すが、畠としてはそう悪くはないんですが、現況としては笹が繁茂して
るような状態ですが、開墾すればすぐ使えるような、[REDACTED]はこっちにお
ったのが、[REDACTED]に移住したような形で、もう土地の処分も一緒にしようか
なという感じでございます。問題ないかと思います。
この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の9番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED] 畠 28 m²
[REDACTED] 畠 127 m²
の計2筆155 m²について、
[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する
計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には
該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 私の関係でございますが、本人ともお会いしました。[REDACTED]に今お
りまして、この横の[REDACTED]と一緒に買うので、農地がつい
て、ここを[REDACTED]作りたいというようなことで、本人もやるというようなこ
とを確認できておりますので、問題ないかと思います。この件について意

見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号 ((非農地証明願承認)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■在住の■所有の
■ 田 555 m²について
■であったものです。■で課税されているため非農地証明できるものと判断しています。

議長 これも私の案件でございまして現地も見て、■にもちょっとお会いして、いろいろ聞きます。やっぱり今、事務局が言ったように■たって、これはもう今回きっちりしたいというようなことでございまして、皆さんのがたに、ぜひお願ひしとってくれと。私も問題ないかと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。この件について意見はありますか。

委員一同 審議する

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号 (農用地利用集積計画 (利用権設定)) の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■在住の■所有の
■ 畑 1,697 m²
■ 畑 421 m²
■ 畑 432 m²
の計3筆2,550 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借

入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となって
います。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2 番委員 [REDACTED] が亡くなられて、[REDACTED] の農地なんですが、誰か管理
しているのかなと見に行つたんですが、意外と綺麗に整備されておりまし
た。今回 [REDACTED] がやられるということで問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおり
とします。
次に、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 2 番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の
[REDACTED] 田 296 m²
[REDACTED] 田 397 m²
[REDACTED] 田 439 m²
[REDACTED] 田 120 m²
[REDACTED] 田 114 m²
[REDACTED] 田 116 m²
[REDACTED] 田 24 m²
[REDACTED] 田 102 m²

の計 8 筆 1,608 m²について

(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるもので
す。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となって
います。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 [REDACTED]がすでに綺麗に管理されており継続ということで、別段
問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]田 406 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるもので
す。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ
ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 こちらも[REDACTED]がもうすでに管理されており、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番と5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]田 843 m² について
5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]田 230 m² について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっております。

本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 ちょうどすいません、遅くなりまして申し訳ございません。
この件ですけれども1枚。[REDACTED]が[REDACTED]作つとったんですけれども、息子さんがちょっともう体調崩したんで作らないんで2年ほど前からやめたんですけども、その件で、[REDACTED]に使わないかということで、問い合わせがあって、[REDACTED]の方で借りるんで、そしたらそのすぐ横に[REDACTED]
[REDACTED]が持っている畑も一緒にどうかと提案しまして、両方借りることで、
[REDACTED]が借りることになりました。何ら問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会で

は承認するものとします。

7番委員 よろしいですか。ちょっともうここ遅くなつて申し訳ないんですけど、議案1号の6番ですか。■の畑を■のあつたんですけども、この件に関して、■にお会いしたんですけども、家の方が、■の方なんですねほんとこつちできるかいうんでちょっとお会いしたんですけども、■の農地も竹やぶになつとんですけれども、綺麗に竹切つてましたし、ボチボチなんかを作るということなんで、何ら問題ないかと思いました。

議長 ありがとうございます。

一応この案件は一応承認するものとしております。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。

最初の会長の方からありましたように非常に天候不順で農作業がなかなか肌はかどらないような状況が続いておりますけれども、健康にも留意されて、不順の中でございますけれども、農家の農作業に皆さん始めましょう。これで定例会を閉会とします。

閉会 午後2時00分

議長 会長

議事録署名人 9番

議事録署名人 11番